

広島県告示第四百七十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、安芸津都市計画臨港地区（安芸津港臨港地区）内における分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課において縦覧に供する。

なお、昭和三十九年広島県告示第七百五十五号（商港区の指定）は、廃止する。

平成十九年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

分区の種類	区 域	面積 (ヘクタール)
商 港 区	東広島市安芸津町風早字新開、同市安芸津町三津字安永築地、同市安芸津町字南本町、同市安芸津町字浜町及び同市安芸津町木谷字原のそれぞれ一部	三・四